

令和 6 年度

山形県健全化判断比率審査意見書
山形県資金不足比率審査意見書

山 形 県 監 査 委 員

監 委 第 7 0 号
令和7年9月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子 殿

山形県監査委員 加 賀 正 和

山形県監査委員 小 松 伸 也

山形県監査委員 柴 田 優

山形県監査委員 海 老 名 信 乃

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年7月29日付けで審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

目 次

令和 6 年度山形県健全化判断比率審査意見書	1
令和 6 年度山形県流域下水道事業会計資金不足比率審査意見書	3
令和 6 年度山形県電気事業会計資金不足比率審査意見書	4
令和 6 年度山形県工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書	5
令和 6 年度山形県公営企業資産運用事業会計資金不足比率審査意見書	6
令和 6 年度山形県水道用水供給事業会計資金不足比率審査意見書	7
令和 6 年度山形県病院事業会計資金不足比率審査意見書	8
令和 6 年度山形県土地取得事業特別会計資金不足比率審査意見書	10
令和 6 年度山形県港湾整備事業特別会計資金不足比率審査意見書	11
参考（算定対象会計等）	12

令和 6 年度山形県健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

2 審査の種類

令和 6 年度山形県健全化判断比率等審査

3 審査の対象

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているか
- (3) 健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で健全化判断比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

5 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等に基づき適正かつ正確に行われているかを主眼として、上記 4 の着眼点に留意して実施した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に基づき適正かつ正確に行われているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	対前年度増減	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%
実質公債費比率	13.4%	12.8%	0.6	25%
将来負担比率	212.2%	218.3%	△6.1	400%

2 意見

(1) 実質赤字比率について

実質収支は黒字となっており、実質赤字は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字は生じていない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は13.4%で、前年度より0.6ポイント上昇しているものの、早期健全化基準を下回っている。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は212.2%で、前年度より6.1ポイント低下しており、早期健全化基準を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和 6 年度山形県流域下水道事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

2 審査の種類

令和 6 年度山形県健全化判断比率等審査

3 審査の対象

資金不足比率

4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

5 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等に基づき適正かつ正確に行われているかを主眼として、上記 4 の着眼点に留意して実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に基づき適正かつ正確に行われているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

2 意見

山形県流域下水道事業会計について、資金不足は生じていない。

3 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和 6 年度山形県電気事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

2 審査の種類

令和 6 年度山形県健全化判断比率等審査

3 審査の対象

資金不足比率

4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

5 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等に基づき適正かつ正確に行われているかを主眼として、上記 4 の着眼点に留意して実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に基づき適正かつ正確に行われているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

2 意見

山形県電気事業会計について、資金不足は生じていない。

3 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和 6 年度山形県工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

2 審査の種類

令和 6 年度山形県健全化判断比率等審査

3 審査の対象

資金不足比率

4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

5 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等に基づき適正かつ正確に行われているかを主眼として、上記 4 の着眼点に留意して実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に基づき適正かつ正確に行われているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

2 意見

山形県工業用水道事業会計について、資金不足は生じていない。

3 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和 6 年度山形県公営企業資産運用事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

2 審査の種類

令和 6 年度山形県健全化判断比率等審査

3 審査の対象

資金不足比率

4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

5 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等に基づき適正かつ正確に行われているかを主眼として、上記 4 の着眼点に留意して実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に基づき適正かつ正確に行われているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

2 意見

山形県公営企業資産運用事業会計について、資金不足は生じていない。

3 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和 6 年度山形県水道用水供給事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

2 審査の種類

令和 6 年度山形県健全化判断比率等審査

3 審査の対象

資金不足比率

4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

5 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等に基づき適正かつ正確に行われているかを主眼として、上記 4 の着眼点に留意して実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に基づき適正かつ正確に行われているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

2 意見

山形県水道用水供給事業会計について、資金不足は生じていない。

3 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和 6 年度山形県病院事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

2 審査の種類

令和 6 年度山形県健全化判断比率等審査

3 審査の対象

資金不足比率

4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

5 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等に基づき適正かつ正確に行われているかを主眼として、上記 4 の着眼点に留意して実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に基づき適正かつ正確に行われているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	8.5%	8.1%	20%

2 意見

山形県病院事業会計について、給与費や物価高騰に伴う経費の増などにより、資金不足額が前年度の 28億6,815万円から 32億5,173万円に増加し、資金不足比率は8.5%となった。

3 是正改善を要する事項

資金不足比率は前年度に比べ0.4ポイント上昇していることから、着実な資金不足の解消に努め、資金不足等解消計画及び山形県病院事業中期経営計画に基づき、引き続き全ての職員が現下の経営状況を認識し、危機意識とコスト意識を持って、一層の経営健全化に取り組まれない。

令和 6 年度山形県土地取得事業特別会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

2 審査の種類

令和 6 年度山形県健全化判断比率等審査

3 審査の対象

資金不足比率

4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

5 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等に基づき適正かつ正確に行われているかを主眼として、上記 4 の着眼点に留意して実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に基づき適正かつ正確に行われているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

2 意見

山形県土地取得事業特別会計について、資金不足は生じていない。

3 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和 6 年度山形県港湾整備事業特別会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

2 審査の種類

令和 6 年度山形県健全化判断比率等審査

3 審査の対象

資金不足比率

4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

5 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等に基づき適正かつ正確に行われているかを主眼として、上記 4 の着眼点に留意して実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に基づき適正かつ正確に行われているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

2 意見

山形県港湾整備事業特別会計について、資金不足は生じていない。

3 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

【参 考】

山形県の令和6年度決算に基づく健全化判断比率等の算定対象となった会計及び団体（以下「算定対象会計等」という。）は、以下のとおりである。

会計	算定対象会計等	健全化判断比率等				
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率（※）
一般会計等	一般会計					
	公債管理特別会計					
	市町村振興資金特別会計					
	母子父子寡婦福祉資金特別会計					
	小規模企業者等設備導入資金特別会計					
	農業改良資金特別会計					
	沿岸漁業改善資金特別会計					
	林業改善資金特別会計					
公営事業	国民健康保険特別会計					
公営企業（法適）	流域下水道事業会計					
	電気事業会計					
	工業用水道事業会計					
	公営企業資産運用事業会計					
	水道用水供給事業会計					
	病院事業会計					
公営企業（法非適）	土地取得事業特別会計					
	港湾整備事業特別会計					
事務組合等	置賜広域病院企業団（一部事務組合）					
地方公社・第三セクター等	山形県道路公社					
	山形県土地開発公社					
	山形県公立大学法人 （山形県立米沢栄養大学、山形県立米沢女子短期大学）					
	公立大学法人 山形県立保健医療大学					
	地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構					
	公益財団法人 やまがた産業支援機構 （旧 公益財団法人 山形県企業振興公社）					
	公益財団法人 やまがた農業支援センター					
	公益財団法人 やまがた森林と緑の推進機構 （旧 公益財団法人 山形県林業公社）					
	山形県信用保証協会					
早期健全化基準 （資金不足比率については、経営健全化基準）		3.75%	8.75%	25%	400%	20%
財政再生基準		5%	15%	35%		

（※）資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定